

フードバンクへの寄附に係る税制上の取扱い（法人が支出した寄附金の損金算入等）について

税制上の措置

- ・ 法人がフードバンクに支出した寄附金については、一般の寄附金として一定の限度額までが損金に算入されます。
- ・ 認定 NPO 法人等などの特定のフードバンクに対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇措置があります。
- ・ 金銭以外の資産（食品等）を寄附した場合には、その寄附金の額は、その寄附をした時の価額（時価）によります。

1. 法人が支払った寄附金の場合：損金算入限度額の計算

① フードバンクに対する寄附金の損金算入限度額

- ・ 会社などの法人がフードバンクに対して寄附金を支出した場合の損金算入限度額は、その支出した法人の資本金等の額、所得の金額に応じて計算した金額となります。

$$\text{損金算入限度額} = \frac{[\text{資本金等の額}(\ast 1) \times 0.25\% + \text{所得の金額}(\ast 2) \times 2.5\%]}{4}$$

※1 事業年度が1年未満の法人は、資本金等の額を月数割（当期の月数÷12）して計算します。

※2 所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

② 特定のフードバンクに対する寄附金の損金算入限度額

- ・ 認定 NPO 法人等又は特定公益増進法人（※1）に該当する特定のフードバンクに対して支出した寄附金の損金算入限度額については、①の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、次のいずれか少ない金額となります。

(1) 認定 NPO 法人等及び特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

$$(2) \text{ 特別損金算入限度額} = \frac{[\text{資本金等の額}(\ast 2) \times 0.375\% + \text{所得の金額}(\ast 3) \times 6.25\%]}{2}$$

※1 特定公益増進法人とは、例えば、社会福祉法人や公益社団・公益財団法人など、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人として法人税法第37条第4項に規定する一定の法人をいいます。

※2 事業年度が1年未満の法人は、資本金等の額を月数割（当期の月数÷12）して計算します。

※3 所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

※4 特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、①の寄附金の額に含まれます。

[設例]

資本金等の額 2,000 万円、所得の金額（寄附金支出前）1,400 万円、1 年決算法人が、特定のフードバンクに対する寄附金 50 万円を支出

① 特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額

○特別損金算入限度額の計算

$$[2,000 \text{ 万円} \times 12/12 \times 0.375\% + 1,400 \text{ 万円} \times 6.25\%] / 2 = 47.5 \text{ 万円}$$

○特定公益法人に対する寄附金の特別損金算入限度額

特定公益増進法人に対する寄附金	50 万円	…(a)	} いずれか } 少ない金額
特別損金算入限度額	47.5 万円	…(b)	

特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額 47.5 万円 …(c)

$$50 \text{ 万円} - 47.5 \text{ 万円(c)} = 2.5 \text{ 万円} \dots(d) \text{ (特別損金算入限度額を超える額)}$$

② 一般の寄附金の損金算入限度額

○一般の寄附金の損金算入限度額の計算

$$[2,000 \text{ 万円} \times 12/12 \times 0.25\% + 1,400 \text{ 万円} \times 2.5\%] \div 4 = 10 \text{ 万円}$$

損金算入限度額 10 万円

$$2.5 \text{ 万円} \times (d) \leq 10 \text{ 万円}$$

※ 特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額を超える額(d)は、一般の寄附金の額に含めます。

③ 損金算入額

設例の場合、50 万円 ((c)+(d)) 全額が損金に算入されることとなります。

③ 共同募金会への指定寄附金（全額損金算入）

共同募金（赤い羽根共同募金）は、社会福祉法に基づき、都道府県の区域を単位として、社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分することを目的とするものです。社会福祉事業や更生保護事業に係る経常的経費等に充てるために共同募金会に対して支出された寄附金については、指定寄附金としてその全額を損金に算入することができます。

社会福祉事業として生活困窮者への支援を行っているフードバンクに対して寄附金の配分を行っている共同募金会があります。

<例>

社会福祉法人千葉県共同募金会では、生活困窮者支援を行っている「フードバンクちば」に対して寄附金の配分を行っています。（平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日） <http://www.akaihane-chiba.jp/contribute/method.html>

※ 共同募金会がフードバンクに対して寄附金の配分を行っているかどうかは、お住まいの各都道府県の共同募金会等にご確認下さい。

2. 個人が支払った寄附金の場合：寄附金控除

① フードバンクへの寄附に係る寄附金控除

- ・ 認定 NPO 法人等又は特定公益増進法人に該当しないフードバンクに対して支出した寄附金については、寄附金控除の適用はありません。

② 特定のフードバンクへの寄附に係る寄附金控除

- ・ 認定 NPO 法人等又は特定公益増進法人に該当する特定のフードバンクに対して支出した寄附金については、寄附金控除（所得控除）の適用があります。

寄附金控除（所得控除）は次の算式で計算します。

$$\text{寄附金控除（所得控除）} = \frac{\text{（その年中に支出した寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円）}}{100}$$

（注）寄附金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度となります。

- ・ 認定 NPO 法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人に該当する特定のフードバンクに対して支出した寄附金については、寄附金控除（所得控除）に代えて寄附金特別控除（税額控除）を選択することができます。

寄附金特別控除（税額控除）は次の算式で計算します。

$$\text{寄附金特別控除（税額控除）} = \frac{\text{（その年中に支出した寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円）}}{100} \times 40\%$$

（注 1）寄附金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度となります。

（注 2）控除額はその年分の所得税額の 25%相当額が限度となります。

③ 共同募金への寄附に係る寄附金控除

社会福祉事業や更生保護事業に係る経常的経費等に充てるために共同募金会に対して支出された寄附金については、指定寄附金として寄附金控除（所得控除）の適用があります。

社会福祉事業として生活困窮者への支援を行っているフードバンクに対して寄附金の配分を行っている共同募金会があります。

<例>

社会福祉法人千葉県共同募金会では、生活困窮者支援を行っている「フードバンクちば」に対して寄附金の配分を行っています。（平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日） <http://www.akaihane-chiba.jp/contribute/method.html>

※ 共同募金会がフードバンクに対して寄附金の配分を行っているかどうかは、お住まいの各都道府県の共同募金会等にご確認下さい。

<参考> 個人住民税について

共同募金に対する寄附は、個人住民税（翌年度）の寄附金税額控除を受けることができる場合があります。

$$\text{控除額} = (A - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% \text{（市民税 6\%、県民税 4\%）}$$

A = 寄附金の支払額もしくは総所得金額の 30%のうちいずれか小さい方の金額

3. 金銭以外の資産等（食品等）の寄附について

法人が金銭以外の資産等（食品等）を寄附した場合には、その寄附金の額は、その寄附をした時の価額（時価）によります。

認定 NPO 法人制度

NPO 法人のうち、一定の要件を満たす NPO 法人は、所轄庁（都道府県又は政令指定都市）から認定されることで、税制上の優遇措置を受けることができます。

1. 認定等（認定及び仮認定）の基準

1. パブリック・サポート・テスト (PST) に適合すること（仮認定は除きます）
2. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
3. 運営組織及び経理が適切であること
4. 事業活動の内容が適切であること
5. 情報公開を適切に行っていること
6. 事業報告書等を所轄庁に提出していること
7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと
8. 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること

認定 NPO 法人について詳しく知りたい方はこちら。

<https://www.NPO-homepage.go.jp/about/nintei.html>

2. 認定等の有効期間

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年（仮認定は 3 年）となります。

また、有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日 6 ヶ月前から 3 ヶ月前までの間に有効期間の更新の申請をする必要があります。